1 電子契約利用申出書の提出

電子契約を利用する場合は、契約案件ごとに、電子メールにより「電子契約利用申出 書」(以下「申出書」といいます。)を市に提出してください。

- ※ 変更契約の場合も、その都度提出が必要です。
- ※ 電子メールは、次のとおり送信してください。
 - ① 提出先メールアドレス 業務担当課に確認してください。
 - ② メール件名 (電子契約利用申出書)契約件名

例:(電子契約利用申出書)〇〇〇〇工事

- ③ メール本文 事業者名・担当者名・担当者連絡先を記載
- ※ 電子契約サービス「クラウドサイン」(support@cloudsign.jp) からのメールが受 信できるようにしておいてください。

2 承認の手続(事業者側)

- 市が電子契約サービスのシステム上に契約書のデータをアップロードすると、電子
 契約利用申出書により届け出たメールアドレスにメールが届きます。
 - ※ 送信者は、春日市ではなく「クラウドサイン」となります。
- ② 電子契約サービス(①のメールに記載されたリンク先)において、契約書の内容を 確認し、問題がなければ、市が指定する期限までに、電子契約サービス上で契約に同 意してください。
 - ※ 操作方法の詳細は、春日市ウェブサイト(https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/)の電子契約のページ(ページID:1015067)に掲載している「受信者用利用 ガイド」を確認してください。

3 契約の保証

契約の保証が必要な契約は、契約保証の確認書類の提出が必要です。詳細は、別紙「契約保証及び前払金保証の手続について」を確認してください。

4 承認の手続(春日市側)

2の「承認の手続(事業者側)」と、3の「契約の保証」の両方(契約の保証が不要な ものは、3のみ)の確認ができましたら、市において契約の承認の手続を行います。これにより、電子署名及びタイムスタンプが付与され、契約の締結が完了します。

5 契約書の収受

4の「承認の手続(春日市側)」が完了しましたら、電子署名及びタイムスタンプが付 与された契約書のPDFファイルがメールで届きますので(※1)、速やかにダウンロー ドして保管してください(※2)。また、契約書とは別に、合意締結証明書(※3)を市 からメールで送信しますので、契約書と合わせて保管してください。

※1 契約書の容量が大きい場合はメールに添付されませんので、メールに記載された URLにアクセスし、ダウンロードしてください。URLには有効期限がありますので、 注意してください。

- ※2 ダウンロードした契約書のPDFファイルの名前は変更可能です。PDFファイルの 内容を変更することはできません。
- ※3 合意締結証明書とは、クラウドサインを運営する弁護士ドットコム株式会社の名 義で、契約の締結を証明する書類です。契約書に付与された電子署名は書類上には表 示されませんので、書面による契約の締結の確認が必要な場合は、こちらを利用して ください。なお、合意締結証明書は、申出書記載のメールアドレス(契約担当者の設 定がある場合は、契約担当者のアドレス)宛てに送信します。

5 問合せ先

- 個別の契約手続や業務内容に関すること
 各業務担当課
- ② 電子契約制度に関すること
 春日市 経営企画部 財政課 契約担当
 TEL:092-584-1144(直通)
 FAX:092-584-1145
 メールアドレス:nyusatsu@city.kasuga.fukuoka.jp
- ③ 電子契約サービス「クラウドサイン」に関すること(機能や操作方法等)

クラウドサイン ヘルプセンター	https://help.cloudsign.jp/ja/
クラウドサイン ヘルプデスク	ヘルプセンター(上欄)画面右下のアイコ
	ンからチャットにより受付

